

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 になるまでの流れ

この資料については、これからサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるために、また、なった後その資格を維持していくためにどうすればよいかということを知るために参考となるものとして作成しました。研修の概要の理解のためにご活用ください。なお、実際に事業所にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を配置するにあたって要件を満たすかどうかの確認等は当該事業所の管轄する指定権者にお問い合わせください。

令和2年8月

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 事業支援グループ

事業所所在地	問い合わせ先
横浜市	(障害者) 横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課 045-671-3601 (障害児) 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 045-671-4274
川崎市	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 (問い合わせは FAX のみでお願いします) FAX 044-200-3932
相模原市	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課 042-769-9226
横須賀市	(障害者) 横須賀市福祉部指導監査課 046-822-8411 (障害児) 横須賀市こども育成部幼保児童施設課 046-822-8224
上記以外	県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課事業支援グループ 045-210-4717・4732

1. はじめに

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置されるためには、次の2つの要件を満たすことが必要。

【1】実務経験要件（配置に関する）※別添実務経験要件の資料参照

【2】研修修了要件

1) 資格を取得: まず基礎研修を修了し基礎研修修了者となり、更に実践研修を修了

2) 資格を維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了

※各研修（基礎、実践、更新）受講においても実務経験の要件があることに注意。

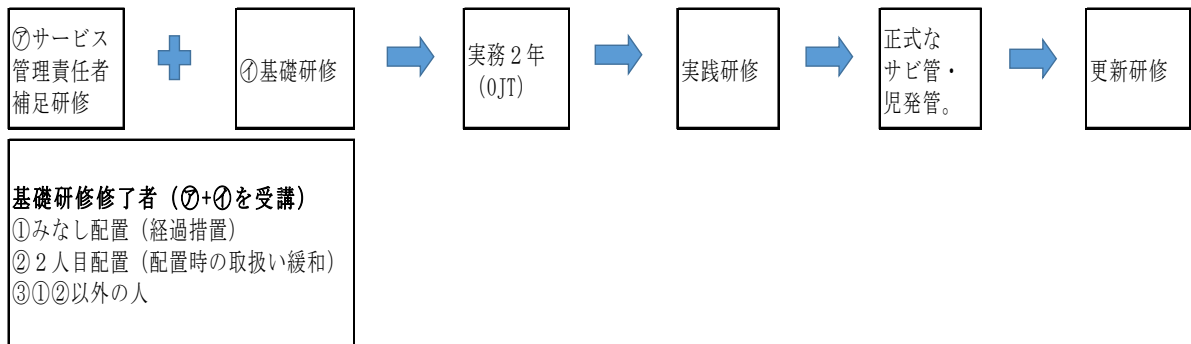
※ 研修の受講に関する実務経験要件

1) **基礎研修**: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。

2) **実践研修**: 基礎研修修了後2年以上の実務経験。（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての一部業務も含む。）

3) **更新研修**: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。（ただし、令和5年度までに実施する更新研修においては、実務経験の要件は問わない。）

《見直し後の研修受講の流れ》



①みなし配置②2人目配置③①、②以外の人についての詳細は、「3. 基礎研修修了者になってから正式にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるまで」を参照。

2. 基礎研修修了者になるためには

上記の図《見直し後の研修受講の流れ》の通り⑦サービス管理責任者補足研修及び①サービス管理責任者等研修【基礎研修】を修了することが必要。

見直し前の研修（サービス管理責任者補足研修、サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修）のうち、いずれか片方のみ修了している場合、次の通りの取扱いとなる。

(1) 平成30年度までにサービス管理責任者補足研修のみを修了している場合。

⇒サービス管理責任者等研修基礎研修を修了すれば基礎研修修了者になる。

(2) 平成30年度までにサービス管理責任者研修若しくは、児童発達支援管理責任者研修を修了している場合

⇒サービス管理責任者補足研修を修了すれば基礎研修修了者になる。

3. 基礎研修修了者が正式にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるまで

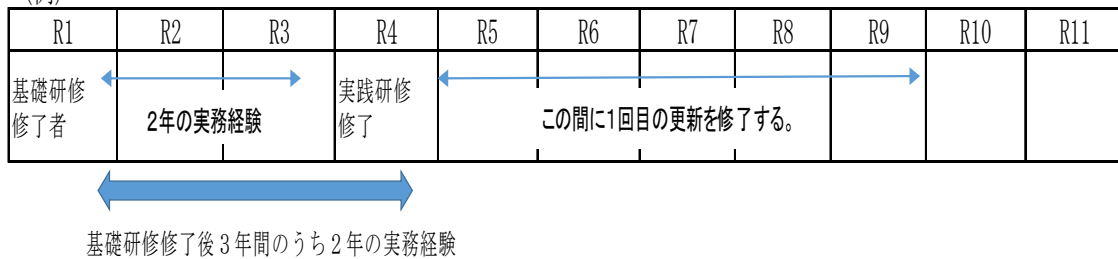
基礎研修を修了したら、実践研修修了後に正式にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になることを前提として、次の①、②、③のいずれかの形で実践研修を目指すことになる。

①みなし配置（平成 33 年度までの経過措置）・・・みなし配置をする場合、事業所から指定権者への届出が必要（※）

基礎研修修了者（上記⑦+⑧）であって、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置されるために必要な実務経験の要件を満たしている者（基礎研修受講後に実務経験の要件を満たしたものを含む。）を、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の業務を行う者とみなして事業所等に配置すること。

⇒みなし配置が可能となるのは基礎研修修了後 3 年間となり、基礎研修修了者となった翌日から 3 年間に 2 年の実務経験を積んで実践研修を修了することにより正式にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件を満たすことになる。

(例)

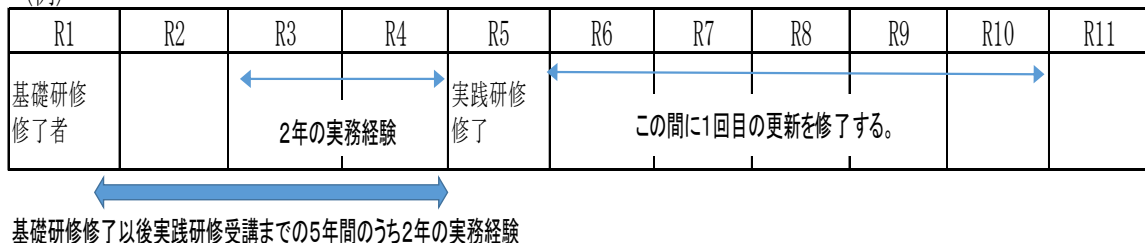


② 2 人目配置（配置時の取扱い緩和）・・・2 人目のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置する時には事業所から指定権者への届出必要（※）

既に事業所にサービス管理責任者若しくは児童発達支援管理責任者が配置されている場合に、2 人目以降に配置するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として基礎研修修了者を配置することができる。この場合、2 人目以降のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が可能な業務は個別支援計画の原案の作成に係る業務とする。

⇒基礎研修修了者となった翌日以後、実践研修受講までの 5 年間に 2 年の実務経験を積んで実践研修を修了することにより正式にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件を満たすことになる。

(例)



(※) 指定権者への届出とは、事業所が所在する市町村を管轄する自治体にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の変更を届け出ることを指す。

③①、②以外の基礎研修修了者・・・指定権者への届出不要

基礎研修修了者は、個別支援計画の原案の作成に係る業務を行うことができる。

⇒基礎研修修了者となった翌日以後、実践研修受講までの**5年間**に2年の実務経験を積んで実践研修を修了することにより、正式にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件を満たすことになる。

(例)

R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
基礎研修修了者		← 2年の実務経験 →			実践研修修了	← この間に1回目の更新を修了する。 →				

基礎研修修了以後実践研修受講までの5年間のうち2年の実務経験

4. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格の更新

次の①、②に該当する者は、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格を維持するためには、更新研修を受講する必要がある。

①平成 31 年 3 月 31 日までにサービス管理責任者補足研修及びサービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修を修了している。

(例)

R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
更新1回目受講	← この間に2回目の更新を修了する。 →					← この間に3回目の更新を修了する。 →					← 2, 3回目同様 →				



※この場合、2回目と3回目の受講の間隔は5年以上になるが、可能。

②基礎研修修了者を経て令和3年度以降実施される実践研修を修了する予定。

(令和2年度までは該当者なし。)

(例)

R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
		実践研修修了	← この間に1回目の更新を修了する。 →					← この間に2回目の更新を修了する。 →				



※この場合、2回目と3回目の受講の間隔は5年以上になるが、可能。

・・・令和5年度までの1回目の更新研修の受講のみ、実務経験の受講要件は問わない。それ以外は更新研修受講にあたり、実務経験の要件を満たすことが必要になる。実務経験の要件は、「1. はじめに」を参照。